

2022.1.25
第85号

家庭問題情報誌 ふぁみりお

編集・発行
公益社団法人 家庭問題情報センター
PHONE / 03-3971-3741



《目次》

令和家族考85《家庭問題情報センターの今—コロナ禍における全国の相談室の活動状況—》1—3頁
 アラカルト85《2021改正少年法と家庭裁判所の実務》4—5頁
 海外トピックス85《子どもの利益を実現する家事調停
 —イングランドの家事紛争ミディエーター (Family Mediator) がめざすもの—》6—7頁

◆令和家族考 85

家庭問題情報センターの今 — コロナ禍における全国の相談室の活動状況 —

家庭問題情報センター (FPIC) は、平成5年6月に社団法人となつてから、今年 (令和4年) で29年目を迎えました。平成30年10月に「盛岡ファミリー相談室」が、また、令和元年11月に「松山ファミリー相談室」が新しく開設され、現在、全国12か所の相談室が活動しており、会員は令和3年4月現在1,277人となっています。事業は各相談室によって若干異なりますが、表のとおり家庭問題に関する相談、ADR調停、面会交流支援、後見事業、公正証書遺言者への支援などのほか、厚生労働省、外務省、東京都をはじめとする全国の自治体からの委託事業を実施しています。新型コロナウイルス感染症の拡大により、利用者の皆様の感染防止を最優先して、事業を縮小したり中止したりしてきましたが、現在は、各相談室ともほぼ通常の業務を行っています。この間、養育費の支払いや、面会交流など多くの子どもたちが経済的にもまた心身の発達の面でもさまざまな影響を受けてきました。今回は、このような状況の中で、子どもから高齢者まで、さまざまな家庭問題で悩んでおられる方に、新しく開設された相談室を含む全国の相談室からのメッセージをお届けしたいと思います。

各相談室の事業内容 (令和3年度)

2021.11.10

事業内容	相談室												養育費等 相談支援 センター		
	本部	東京	大阪	名古屋	福岡	千葉	宇都宮	広島	松江	横浜	新潟	盛岡		松山	
情報誌発行	○ (1)														○ (2)
ホームページ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
セミナー等		○	○					○							○
面接相談 (有料)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電話相談 (無料)		○ (3)	○	○			○	○			○	○	○	○	○
ADR 調停		○	○	○											
面会交流支援		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
親ガイダンス		○	(4)					(5)							
講師派遣		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鑑定人推薦		○	○												
成年後見・未成年後見		○	○	○			○	○		○					
遺言公正証書作成支援		○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	
子の引渡し強制執行補助者等推薦		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
国からの委託 (6)	○														○
自治体からの委託 (7)		○	○				○	○	○	○	○				

(1)「ふぁみりお」(年3回発行) (2)「ニュースレター」(年2回発行) (3)一般の無料電話のほか、面会交流専門の無料電話相談 (かかるとも電話相談) を実施
 (4)大阪府が実施する「親支援講座」に講師を派遣 (5)広島県・広島市からの事業委託により「親支援講座」を実施
 (6)厚生労働省から「養育費・面会交流相談支援センター事業」を、外務省から「ハーグ条約に係る面会交流支援事業」を受託
 (7)地方公共団体からの市民相談、面会交流支援等の業務委託

この冊子は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



〈東京ファミリー相談室〉

一般の無料電話相談（月、水、金）のほかに、面会交流専門の電話相談（かるがも電話相談（火、木））を受け付けています。また、面会交流支援の一環として親ガイダンス「かるがもミニセミナー」を実施しています。親ガイダンスはどなたでも参加いただけるように毎月開催を目指しています。

法務大臣に認定された民間型調停（ADR）を実施しています。専門の調停人2名が離婚等の話合いのサポートをし、調停調書を作成します。

成年後見、未成年後見は法人として支援しています。

新型コロナウイルスの感染防止に万全の対策や配慮を続け、コロナ禍を乗り切っていきたいと思います。

電話 03-3971-3741 Fax 03-3971-8592

〈大阪ファミリー相談室〉

「ご相談ください あなたと家族の 明日に向けて」をモットーに各種事業を展開しています。

面会交流は、離れて暮らす親と子どもの交流を担当者2名が支援します。コロナ禍での付添型は両親の合意があり、時間短縮を了解された場合に支援します。

家庭問題等の面接相談は、まわりの人に相談しにくい困りごとについて経験豊富な担当者がお受けします。自治体等からの委託相談も実施しています。

民間型調停（ADR）は、夫婦同席で行い、経験豊かな調停人2名がお手伝いし、早期の解決を目指します。

成年後見、未成年後見は、家裁の選任を受け、法人として支援します。任意後見も相談・支援しています。

引き続き、コロナ禍に対応した支援活動をします。

電話 06-6943-6783 Fax 06-4792-7535

〈名古屋ファミリー相談室〉

面会交流支援は、原則2名のスタッフによる付添型の支援を行っています。2部屋の面会交流室は土、日に利用が集中しています。今後は行政とタイアップして面会交流場所を確保し、相談室外での支援を充実させたいと考えています。コロナ禍に対応した面会交流支援の一つとして、リモート面会を始めました。今後も、コロナ禍で安心できる面会交流支援を検討していきます。

ADR 調停は、夫婦関係や面会交流に関する問題の解決のため、部内で同席調停の研究会を行っています。

後見事業は、昨年より法人後見を受任しています。公正証書遺言者への支援については、推薦する証人に対する研修や、担当者間の連絡の励行など過誤防止に努めています。

電話 052-753-4340 Fax 052-753-4341

〈福岡ファミリー相談室〉

一般相談は有料の面談で行っています。

面会交流支援が活動の中心です。九州の相談室は福岡のみなので、県外からの利用者も大勢おられます。コロナ禍では、利用者の居住地域のコロナ感染状況把握に気を使いました。支援を中断せざるを得ない期間が続きましたが徐々に再開しています。

支援者の高齢化等が大きな課題となっていますが、できる限りの努力を続けていきたいと思えます。

電話・Fax 092-734-6573

〈千葉ファミリー相談室〉

100名の会員が各種事業に意欲的に取り組んでいます。特に、会員が自由闊達に議論をし、地域福祉に寄与すべく、地域に出て行って無料相談を行ったり、自治体からの委託を受けたりしてきました。

なかでも、後見事業については、15年前から、「温かい身上監護と厳正な財産管理」をモットーに、会員が誠実で真摯な支援活動をして来た結果、関係者からの相談や要請により、現在160件以上の案件を担当し、今後も増える状況にあります。また、成年後見人養成講座を包括支援センター職員などの部外の希望者を含め2回実施し、地域から今後の開催を要請されています。各種事業についても、地域からのニーズが高く、それに対応する人材の確保と資質向上をどう図るかが課題となっています。

電話・Fax 043-227-4716

〈宇都宮ファミリー相談室〉

緊急事態宣言が解除されたため、面会交流支援を再開し、電話相談も引き続き実施しています。また、小山市から市民相談の委託を受けています。

最近、面会交流の支援をした3歳半の男の子が、「楽しかった！パパ、バイバイ！今度、ママと「ばあば」がいない時に、一人でバスに乗ってパパのところにくるからね。待っててね。」と言いながら手を振って帰って行きました。子どもの本音を聞いたようで、パパはもちろん、支援者も子どもに励まされました。面会交流は、別居親も子どもも待ち望んでいるということが同居親にも伝わり、子どもと同様に面会日が待ち遠しくなっただけならと願っています。面会交流支援のお申込みやご相談をお待ちしています。

電話 070-4810-0756 Fax 028-612-6779

〈広島ファミリー相談室〉

面会交流支援を中心とした活動に加え、無料電話相談（平日午後1時30分から4時30分まで）と面接相談（要予約）を受け付けています。また、赤い羽根共同募金の配分金を基に、毎年家庭問題についての無料相談会を開催しています。

面会交流支援関係では、親支援プログラム「かるが

もクラス」を月1回開催し、父母と一緒に子どもについて考え、語り合う場を設けています。

広島県、広島市及び福山市からは離婚前後親支援講座の委託を受け、講義と参加者のグループワークを行っています。岡山市からは養育費等相談の委託を月1回受けています。

令和3年度は、特に、オンライン面会交流支援の導入とグループワークの充実を課題としています。

電話・Fax 082-246-7520

〈松江ファミリー相談室〉

家庭問題の相談と面会交流の支援をしています。

面会交流支援については、実施場所が島根県松江市と鳥取県湯梨浜町にあり、山陰（島根県、鳥取県）両県在住の同居親と子どもが来室しやすい方を利用しています。新型コロナウイルス拡大状況によっては一時中断する場合がありますが、子ども達の笑顔に元気をもらいながら、コロナ禍を乗り切って支援を続けたいと思います。

電話 080-8238-0752

〈横浜ファミリー相談室〉

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言やまん延防止措置中は、面接相談の休止、面会交流の新規受付や支援の休止をしてきましたが、宣言の解除後は、面接相談、面会交流いずれも受付を再開し、面会交流の支援もコロナへの感染防止対策に配慮しながら行っています。

また、後見事業については、任意後見の支援をしています。その他、養育費や面会交流についての研修会やセミナー等への講師の派遣、公正証書遺言者の支援として証人の推薦を行っています。

電話 045-226-3656 Fax 045-226-3658

〈新潟ファミリー相談室〉

当相談室は、平成24年11月に開設してから9年が経ち、徐々に面会交流支援の問合せが増加しています。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、新潟も新規受任は難しくなりましたが、緊急事態宣言等の解除に伴って、徐々に申込みが増えてきました。また、当相談室は、富山県の面会交流支援事業の委託を受けています。

公正証書遺言者に対する支援は従来どおり続けています。

令和3年秋、本部に設置された新しいサーバー（シノロジー）を活用したネットワーク環境が整えられたので、会員がリモートワークに挑戦中です。新しく6名の新会員が仲間入りし、コロナ後に向かい明るい兆しとなっています。

電話 080-3328-9514、080-4516-9512
080-3193-9513

〈盛岡ファミリー相談室〉

当相談室は、平成30年10月に開設して3年になり、面会交流支援を中心に活動しています。しかし、これから組織の整備と発展を願っていた矢先、後半をコロナ禍で過ごすこととなりました。

それまで順調に面会交流支援が続いていたケースについても、利用者の自主的中断、再度の父母の同意確認、県境をまたぐケースに対する自粛要請などを余儀なくされました。そうした中で、それぞれの担当者が面会親の悲嘆や失望に共感したり、監護親に再開に向けての動機づけを行ったりしてきました。最近、コロナが収束してきたことに伴い、徐々に支援が通常化し、ようやく子どもや面会親に明るさが戻ってきました。自粛期間中は、リモート面会交流支援の試行や手紙等の取次など間接的交流の工夫をしました。

電話 080-9254-1454 080-9254-2241

〈松山ファミリー相談室〉

当相談室は、面会交流の事前相談や支援と公正証書遺言者への支援が活動の中心になっています。

令和元年11月27日に開設した新しい相談室ですが、それまでFPICの会員として10年近い活動経験を有する会員が含まれ、順調に事業をスタートすることができました。現在、開設後に入会した会員を含め、25名の会員に支えられています。

チームワークのよさや小回りのきく組織の利点を活かし、経験を積み重ねながら、地方で生活をする子どもたちの幸せのために地域の人々に役立つ活動を今後も続けていきたいと考えています。

電話 090-5714-2096

〈養育費等相談支援センター〉

厚生労働省の委託を受けて、養育費の取決め促進や確保の方法、面会交流の取決め方法などについてのご相談を、電話やメールでお受けしています。電話相談は平日（水曜を除き）10時から20時、水曜は12時から22時、土曜・祝日は10時から18時です。

また、ひとり親家庭を支援している自治体の支援員の研修などを企画・運営しています。また、一般の方向けにホームページを開設し、養育費や面会交流に関する情報を分かりやすく解説しています。動画やチャット形式の質問もできるようにしましたので是非ご利用ください。

相談電話 03-3980-4108（携帯電話から）

0120-965-419（固定電話から）

Fax 03-6411-0854

メール info@youikuhi.or.jp（随時）

2021改正少年法と家庭裁判所の実務

2022年4月1日から民法で定める成人年齢が20歳から18歳に引き下げられます。一方、少年非行の分野では、近年、社会の耳目を引く事件が発生していますが、事件数で見ますと、おおむね減少傾向にあります。この背景には、人口の減少もありますが、青少年の健全育成に携わる人々の努力の成果もあります。そこで、少年法の基本理念である「健全育成」を維持しつつ、18、19歳の年齢層の取扱いを変える法律が2021年国会で成立し、2022年4月1日から施行されます。この法律による少年法改正のポイントなどを、駒沢女子大学須藤明教授（会員）に紹介していただきました。

少年法について大学生と議論する機会がありますが、少なからずの学生から「少年の適用年齢の上限が20歳未満から18歳未満になりましたよね。」という質問を受けます。民法の成人年齢が18歳になったことや法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会において、少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げる議論がなされてきたことが誤解を生んでいるのでしょう。

2022年4月1日から施行される改正少年法は、少年法の基本理念は維持されていますが、18・19歳の少年について、成人と少年の中間層的な位置づけにしています。そこで、主な改正点を整理し、家庭裁判所の調査や審判に及ぼす影響について、若干の検討を加えたいと思います。

【2021少年法改正のポイント】

2021年2月19日に法務省刑事局から提出された少年法等の一部を改正する法律案は、同年5月21日に成立し、2022年4月1日から施行されることになりました。また、この日から、成年年齢を18歳とする民法の一部を改正する法律も施行されます。法務省のホームページ（法務省、少年法改正Q&A）には、「選挙権年齢や民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18・19歳の者は、社会において、責任ある主体として積極的な役割を果たすことが期待される立場になったことを踏まえ、18・19歳の者が罪を犯した場合には、その立場に応じた取扱いとするため、特定少年として、17歳以下の少年とは異なる特例を定めた。」という説明がなされています。このように「特定少年」は、17歳以下の少年と区別されましたが、成長発達途上の可塑性に富む存在として健全育成の対象になっていることに変わりはありません。しかしながら、刑事裁判の量刑概念である「犯情」が持ち込まれたことで、理論的整合性に分かりにくさがあります。以下、主な改正点を見ていきます。

①いわゆる「原則逆送」事件の対象範囲の拡大(法62条)

※以下、「法」とはすべて「少年法」を指します。

現行少年法では、事件を起こした時に16歳以上の少年で、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪

の事件について、家庭裁判所は原則として検察官送致することになっています（法20条2項）。もっとも、「犯行の動機及び態様、犯行後の状況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるとき」（法第20条第2項但書）は、検察官に送致しないとされています。

今回の改正では、それを短期1年以上の懲役若しくは禁錮の罪の事件にまで拡大しました。具体的には、現住建造物等放火罪、強姦性交等罪、強盗罪、組織的詐欺罪などが新たに加わったこととなります。ただし、法20条2項の原則検送事件と違って、犯情計画性や結果等、犯罪事実における具体的な諸般の事実）に相当な幅があります。例えば、同じ強盗でも家に押し入っての強盗もあれば、万引きの発覚を恐れて店員を振り切って怪我をさせた結果強盗に認定されたものまで様々です。こうした犯情評価と、要保護性（再犯危険性、矯正可能性、保護相当性）評価との関係で、検察官送致か保護処分かを選択することになりますが、実務の運用はまだ見えていません。とはいえ、18歳、19歳の検察官送致事件が従前よりも増加することは間違いなさそうです。

②保護処分は犯情の軽重を考慮して相当の限度を超えない範囲内において決定すること(法64条)

犯情は、成人の量刑、つまり、刑事責任の軽重を基礎づける概念です。一方、これまで家庭裁判所の実務において、裁判官は、非行事実の軽重は踏まえながらも、家庭裁判所調査官の社会調査や少年鑑別所の心身鑑別といった人間行動科学の所見を参考にし、処分を決定してきました。したがって、非行事実が比較的軽微なものであっても、前歴や要保護性に照らして少年院送致も可能だったのです。しかしながら、特定少年に対する保護処分は、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内で行うとなり、犯情によって処分の上限が定められるという新たな枠組みが導入されました。例えば、要保護性が高いため少年院での教育が必要と考えられても、当該非行にそこまでの悪質性がなければ、少年院送致できないとなります。また、少年院では出院させる際に保護観察所と協力して帰住先を調整します

が、家庭の問題が大きいなどの理由で時間を要した場合、現行では家庭裁判所に申請して少年院での収容期間を延ばすといった柔軟な対応が可能ですが、そうしたこともとれなくなってしまいます。ちなみに令和2年版犯罪白書によると、平成30年における出院者の収容継続申請は642人(男608人、女34人)となっており、特定少年が占める割合は分かりませんが、少なからずの人数になると推測できます。

③ ぐ犯を対象から除外したこと(法65条)

今回、特定少年を大人に近い位置づけにしたため、ぐ犯を対象事件から除外しました。ぐ犯とは、家出その他の事由があり、将来罪を犯す恐れのある場合に適用される少年法独自の概念です。ぐ犯少年のなかには、家庭の問題から家出をし、薬物に依存したり、時には暴力団等の被害者になったりする事例が散見されます。18歳に達すると児童福祉法の適用を離れますから、ぐ犯はこうした少年たちを保護する手立てとして機能していた面があります。

したがって、問題を抱える18歳及び19歳の者に切れ目のない必要な福祉的支援が届くように、行政には新たな仕組みづくりが求められるところです。

④ 推知報道の解除(法68条)

推知報道とは、少年の氏名、年齢、容ぼう等により当該事件の本人と推知できるような記事又は写真の出版物への掲載を指し、法61条で禁止されています。今回の改正では、家庭裁判所により検察官に送致され、公判請求された後には解除するとされました。最近では、「週刊新潮」2021年10月28日号が改正前にもかかわらず、山梨県甲府市で発生した放火殺人事件に関し、被疑者とされた19歳の少年の実名、顔写真及び在籍高校名を掲載しましたが、明らかに法に反した行為です。

公判請求されたといっても、裁判の結果、保護処分の方がふさわしいと家庭裁判所に移送される場合もありますから、少年の情報が独り歩きして、更生の妨げにならないかという心配があります。良識ある報道機関では、推知報道が解除されたからといってすべて実名報道にするとは限らず、検討中と聞いています。

⑤ 不定期刑の適用除外、資格制限の特例の適用除外(法67条)

少年が刑事裁判で有期の懲役又は禁錮を言い渡される場合、最長15年の範囲で、原則として、例えば「3年以上6年以下の懲役」などというように幅がある刑期を定めます。この幅を持った刑期を定める刑のことを「不定期刑」といいます。特定少年に不定期刑はなくなり、成人と同様に最長30年以下の範囲で定期刑になります。

また、法60条には「少年のとき犯した罪により刑に処せられてその執行を受け終わり、又は執行の免除を

受けた者は、人の資格に関する法令の適用については、将来に向かつて刑の言渡を受けなかったものとみなす。」とありますが、特定少年はこの適用を受けません。改善更生及び社会復帰を促進し、再犯を防止する上で就労の確保は重要ですので、前科があることによる資格取得の制限などは更生の機会を減らすことにならないかという懸念があります。

【2022年4月1日施行後の課題】

今回の改正は、民法上「成年」とされる18歳及び19歳の者に対して国家が行為責任を超える介入をすることは許容されないとして、「犯情」という少年司法の実務にはなかった新たな概念を導入しています。現行少年法では、健全育成の理念のもとで、少年に対して必要な教育的働きかけや処遇ができるという後見的な介入が許容されていますが、特定少年の場合は、犯情による処分の上限枠があり、その範囲で教育的処遇がなされるという構造の違いがあります。そうしたことが、有効に機能してきた少年司法の教育的機能の後退につながらないように運用が求められます。

また、改正民法が施行されると、18歳は法律上親権を離脱することになり、親は法律上監護養育の義務がないと解釈されます。これまで家庭裁判所では、調査において原則保護者にも面接をしていましたし、審判への出席も求めてきました。何故ならば、少年の出生時から現在に至る情報を最も知っているのが親ですし、少年の更生のためには不可欠な存在だからです。調査・審判の過程で、親が持っている潜在的な力を引き出したり、家族関係の調整を図ったりすることも行われてきましたが、特定少年の場合にはどうなるのでしょうか。基本的にはこれまでどおりの運用となるでしょうが、親の位置づけが変わりますので、非協力的な保護者の場合には対応に困るのではないかと思います。

最後に、特定少年の刑事裁判では、成人と同様に刑罰を与えるのか、家庭裁判所の保護処分が相当なのか、少年法55条に基づく家庭裁判所への移送の可否がより争点になっていくと考えます。また、法定刑の制限がなくなりますから、刑罰にするにしても量刑の在り方も問われることとなります。したがって、被告人となる少年の成熟度その他発達上の課題、処遇とのマッチングなどを十分検討する必要があり、刑事裁判でも心理学等の人間行動科学の知見が求められるのではないのでしょうか。したがって、情状鑑定(心理鑑定)に対するニーズは、従来以上に高まると予想しています。

参考文献

法務省HP 少年法改正Q&A

https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji14_00017#Q7

法務総合研究所 令和2年版犯罪白書

子どもの利益を実現する家事調停

—イングランドの家事紛争ミディエーター (Family Mediator) がめざすもの—

FPIC では ADR 調停を実施しています。この調停では子どもの親権、養育費、面会交流等子どもの利益中心の解決を図っていますが、子どもの調停参加や意見聴取については事案に応じてどこまでするか悩むところです。今回は学習院大学法科大学院長谷部由起子教授に「イングランドの家事調停」について紹介していただきました。

1 はじめに

離婚後の子の親権・監護権の帰属、養育費の支払、面会交流の実施などに関する紛争を解決するにあたって最優先で考慮すべき事項は、子どもの利益です（民法 766 条 1 項参照）。家庭裁判所の家事調停委員の方や ADR 機関で家事紛争の解決に携わっておられる方は、子どもをめぐって激しく対立する両親が、子どもが幸せになるために自分たちはなにをすべきかを冷静に考え、同じ目標に向かって進んでいけるように、腐心されていることと思います。

イングランドにおいては、家事紛争ミディエーター (Family Mediator) がそうした努力を重ねてきました。彼ら彼女らの活動の一端を、リサ・パーキンソン著『家事調停』(Lisa Parkinson, Family Mediation, 4th ed., Lexis Nexis, 2020) に基づいてご紹介しましょう。著者は、家事調停サービスに草創期から携わり、家事紛争ミディエーターの養成にも貢献しています。本書は、イングランドの家事調停に多角的な分析を加えており、ミディエーターの必読書とされています。

2 イングランドにおける家事調停

(1) 概観

イングランドで離婚に関する調停を行ってきたのは、裁判所ではなく、民間の団体でした。その草分けは、1978 年にブリストルで開始された家事調停サービスです。パーキンソンの家事紛争ミディエーターとしての経歴は、ここから始まっています。

1980 年代には、裁判所外の家事調停サービスが多くの地域で行われるようになりました。調停を行う団体の全国組織も結成され、全国に適用されるミディエーターの行動規範 (code of practice) や研修・実務の基準も作成されるようになりました。

家事紛争ミディエーターとして活動するためには、家事調停評議会 (Family Mediation Council, 以下「評議会」といいます) のメンバーとして登録されなければなりません。そのためには、評議会が承認した研修の課程を修了した上で、継続教育に関する要件を満たす必

要があります。登録後は、評議会が定めた行動規範にしたがわなければなりません。弁護士、公認会計士などの専門職と同様に、家事紛争ミディエーターも専門職団体に加入し、その監督の下に実務を行うことを義務づけられているのです。

(2) 家事調停の原則 (principles)

パーキンソンは、家事調停の原則の中核をなすものとして、①参加が任意である (voluntary) こと、②秘密が守られる (confidential) こと、③ミディエーターが公平無私である (impartial) こと、および④解決を決定するのは参加者であることを挙げています。さらに、⑤紛争解決方法として安全かつ適切であること、⑥個人および文化の多様性を尊重すること、⑦子どもに焦点を合わせること (child focused)、そして、⑧ミディエーターが有能であることも挙げています。このうちの⑦が、子どもの利益を実現する家事調停に関係します。

3 家事調停における子どもの利益の実現

(1) 子どもに焦点を合わせる調停 (child-focused mediation)

離婚に伴う子どもの問題は、子どもからみれば、両親の離婚後、だれに養育されるのか、どこでだれと暮らすのか、離れて暮らす親とはどのように交流することになるのかにかかわります。解決の内容は、子どもの生活環境を変え、その将来に影響を及ぼす可能性もあります。離婚後の子どもに関する取決めを、子どもの利益を考慮せずに行うことはできません。

評議会の行動規範も、ミディエーターは常に子どもの福祉を特に考慮しなければならず、調停の参加者に子どものニーズや利益に焦点を合わせるように勧めなければならないと定めています。家事調停におけるミディエーターの役割は、子どもの利益の擁護者としてのそれではありません。参加者である父母が子どもの利益を尊重し、子どものニーズや利益を反映した内容の合意をするように配慮することが、ミディエーターの責務です。そのための具体的な方法として、ミディエーターは参加者に子どもの意思や感情を考慮するように

勧めなければならない、と行動規範は定めています。

パーキンソンは、親に子どもの意思や感情を考慮させる方法について、次のように述べています。

子どもが両親の関係について観察し、理解する能力をもっていることを親は過小評価しがちである。子どもが言葉ではなく、行動で表現しようとしている感情を親が正確に理解できず、子どもの問題行動を他方の親のせいにする事も多い。こうした親に対してミディエーターは、以下のような手法を必要に応じて選択するとよい。

- ・子どもの将来に関する質問をする。
- ・問題行動は、あなたの子供だけではなく、多くの子どもにみられるものだと伝える。
- ・子どもをめぐる紛争に対する裁判所の考え方や子どもの年齢に応じた適切な対応についての情報を提供する。
- ・フリップチャートを用いて、重要な問題を明らかにしたり、共通の論点を示したり、子どもにとって優先順位が高い問題はなにかを確認する。
- ・互いに相手を非難し合う親に対して、相手が受け入れられるような条件を提示することを勧める。

(2) 子どもを参加させる調停 (child-inclusive mediation)

1989年に国連総会で採択された子どもの権利条約の12条2項は、子どもは、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、意見を聴取される機会を与えられる、と定めています。ヨーロッパ評議会 (Council of Europe) が2003年に行った家事調停に関する勧告においては、子どもは自らに関係する事項について家事調停において意見を聴取されるべきであり、紛争解決が子どもの最善の利益にかなっているかについて発言することを許されるべきであるとされています。

「子どもを参加させる調停」は、子どもが望むならば、周到に計画された方法で子どもを家事調停に参加させ、その意見を聴くというものです。2018年に改訂された評議会の行動規範は、10歳以上の子どもが望む場合には、その子どもに、家事調停の実施中に意見を直接聴取される機会を与えるべきであると定め、子どもを参加させる調停を推進しています。

パーキンソンも、子どもを調停に参加させて意見を聴くことには、子どもが個人として尊重されていることを示し、子どもと両親のコミュニケーションを改善し、子どものニーズを両親が考慮して実行可能な取決めをすることができるなどの利点がある、そのことをミディエーターは親に説明する必要がある、と述べています。そして、子どもを参加させる調停の実施が適切であり、

親がこれを受け入れるならば、親とともに周到な準備を行う必要がある、とも述べています。

他方で、子どもを参加させる調停を実施するためには、以下のような問題を乗り越えなければならないことも指摘しています。

- ・子どもを参加させる調停の目的やどのように手続が進められるかについて知らない親が多い。
- ・子どもを参加させる調停には費用がかかる。これは法律扶助でカバーされないため、利用者は調停の費用を私費で支払うことができる親に限定される。
- ・子どもを調停に参加させることで子どものストレスが高まることを懸念する親がいる。
- ・子どもに希望や選択を表明させることは、子どもに過大な権限と責任を課すことになる。子どもはこれを重荷に感じ、親から責められることをおそれるかもしれない。
- ・ミディエーターが子どもと面談した後の親へのフィードバックの仕方によっては、親が子どもに対して怒りを感じることもある。親が子どもの意見や希望に耳を貸さない場合には、子どもは親が自分の感情に関心がないと感じるかもしれない。

パーキンソンは、子どもを調停に参加させることに対して親が反対したり、不安を感じたりすることはもっともであるとしています。そのうえで、親の不安をやわらげ、子どもの意見を聴くことのメリットを親に理解してもらうために、ミディエーターが話すべき内容を具体的に示しています。

4 今後の展望

子どもを参加させる調停においてミディエーターが子どもの意見を聴くには、そのための研修を受けて資格を取得しなければなりません。資格の有無を問わず、ミディエーターは、10歳以上の子どもには資格のあるミディエーターと面談する機会が与えられるべきであることを両親に説明する義務を負っています。パーキンソンは、これらの成果として、子どもを参加させる調停が実施される割合が増加したとしています。かつては、子どもを参加させる調停は、ミディエーターにその存在を知られてはいるが、ほとんど利用されていないといわれていましたが、現在では、これを促進すべきことがミディエーターの間で広く受け入れられるようになっており、パーキンソンは評価しています。

わが国では、家事調停の実施中に家庭裁判所調査官が子どもと面談し、子どもの意見を調停の結果に反映させています。イングランドは、同様のことを近年になって実践しているわけですが、その取組みは意欲的であり、今後の展開が注目されます。



宝くじ桜



一輪車



ドリームジャンボ
絵本



宝くじは、



図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、少子高齢化対策や災害に強い街づくりまで、さまざまなかたちでみなさまの豊かな暮らしに役立っています。



救急普及啓発
広報車



遊具



移動採血車



青色回転灯
パトロール車



下水道啓発
パンフレット



自然公園案内
映像展示設備



一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。